

動詞「飲む」が要求するもの

新垣公弥子

はじめに

「水が飲みたい」と「水を飲みたい」という表現についてこれまでも多くの研究がなされてきた。時枝誠記は「水が飲みたい」の「が」を取り上げ、これは「が」の用法の中でも「を」にも置き換えできる「が」で主格のそれとは異なるとし、「対象語」と命名した。しかし時枝はその著書『国語学原論』のなかで、日本語において主語と主語にしてしかも主語とは別の対象語とを明確に認定するのは困難であるとし、形容詞で「淋しい」「面白い」といった語が主体の感情を述べているのか客観事実を述べているのかにより主語をとるのか対象語をとるのか区別される、と述べている。これを受けて三上は『現代語法序説』の中で、「対象語という見方が国文解釈に必要な注意を与えることは確かであるが、用言個々の語義解釈に関する事柄であるために、文法上の概念とするにはなお根拠不十分である」と述べている。確かに時枝の説明では「主格」と「対象語」とに明確な違いがあることは明確にされていない。これを文の統括の面からさらに深く考察したのは、北原の『日本語助動詞の研究』で、いわゆる対象語格と呼ばれるものをどのように捉えるか対象語の認定で問題となった形容詞的述語と構文上同じ働きをする願望の助動詞「たい」を例に、これが構文論上どのような職能を有しているか、主格展叙成分と対象格展叙成分と「たい」との関係について述べ、「たい」にかかる構文論上の職能をみると主格展叙成分と対象格展叙成分とは、何ら区別がないことを証明し、どちらも主格であると考えている。つまり「水がほしい」の「水が」を時枝は対象語格としたが、北原は「水が」もやはり主格だと考えている。本稿では両者の説を検討しながら「水が飲みたい」と「水を飲みたい」についてみた後に、動詞「飲む」が要求するものについて考察していく。手順としてはまず、時枝の対象語ならびに対象語格とはどういうものか見ていき、次に対象語の問題点について北原の考え方を見ていく。

1. 時枝文法

1.1 文の構造

文は詞を辞が統一する形式であると考え。この構造（入れ子型）では主語・対象語(注1)は述語に、修飾語は被修飾語にそれぞれ統括されるとする。

1.2 格の定義

時枝文法では文の成分は詞と辞である。文の全体統一の上で、詞が文の中で占める位地を格(注2)という。格は詞についていわれるもので、辞には認めていない。格には述語格・主語格・修飾語格・独立語格そして対象語格の5つを認定しており、対象語格とは「述語となる語の対象となる語」と定義している。

1.3.3 動詞的述語

ここでは動詞的述語と対象語との関係について見ていく。

(f) 私は 金が 要る。

対象語

(g) あの男のだまっているのが 私は 癩に触る。

対象語

「金」「あの男のだまっているのが」は述語に対する対象語である。

1.3.4 その他の述語

上記で(a)~(e)は形容詞、(f)~(g)は動詞的述語と対象語との関係について見てきた。形容詞的述語には「A 客観的な属性のみを表現する」と「B 主観的な情意のみを表現する」ものがあった、それをまとめと次のようになる。

【表1】

	主語	表現すること	例	
A	属性の所有者	客観的な属性のみ	色が赤い	色=主語
B	情意の主体	主観的な属性のみ	水がほしい	水=対象語

ところが、これらの分類に当てはまらない語群が存在する。たとえば、

面白い にくらしい おかしい 淋しい 恐ろしい

このような語は「客観的なもの」と「それを機縁に触発された主観的情意」とを総合的に表現している。これは動詞が述語として使用される時、動詞の意味内容によってはそこに主語・客語・補語などを包括していると考えられる。時枝は以上のような形容詞「淋しい」という形容詞的述語を意味の面から分析し、述語に対して主語であるのか、対象語であるのか、あるいは両者を具有するのかで分類している。

(h)

秋の雨は淋しい。

対象語

A ○秋の雨の客観的有様

(私は) 秋の雨は淋しい。

対象語

B ◎表現主体の主観的感情

(i)

君が理解して呉れぬことは淋しい。

主語

A×「淋しい」は「君が理解して呉れぬこと」の属性について語るのではない。

(私は) 君が理解して呉れぬことは淋しい。

対象語

B○「私」「彼」が淋しく感じる感情のみを表現。

(j)

この模様は淋しい。

主語

A○模様の（客観的な）属性についての表現

この模様は淋しい。

対象語

B×この模様によって「私」が淋しいのではない。

(h)~(j)を以下にまとめて示す。

【表2】

	例文	主語になりえる	対象語になりえる	時枝の認定
(h)	秋の雨は淋しい	○	○	主語
(i)	君が理解してくれぬことは淋しい	×	○	対象語
(j)	この模様は淋しい	○	×	主語であると同時に対象語

主語とすべきか対象語にすべきかにより、それに対応する述語の意味も異なる。また逆に述語の意味を決定することにより、主語とすべきか対象語とすべきか、主語であると同時に対象語とすべきであるという判定もできるはずである。以上のように述語的形容詞にかかってくる語が3種に区別することを必要とするのは形容詞の意味の変化にも対応することである。

対象語のみに関係をもった
属性概念を表す述語

情意の主体のみに依存した
述語



情意性概念を表す

属性概念を表す

（主語には）属性と情意との2つの面の意味が存在することになれば、それらの2つの主語についても自然秩序が考えられるべきであり、そこに純然たる主語と主語にしてしかも主語とは別の対象語との識別が必要である。

また述語的形容詞について、主語をとるか対象語をとるかの認定が曖昧であるということは、形容詞の総合的表現に基づくものであり、同時にそれは形容詞の意味の変化したことを示す、と時枝はまとめている。

1.4.1 文の統括

時枝の文の統括を見てみると次のようになる。時枝は「水が飲みたい」や「水を飲みたい」のような文については分析を行っていないので、「太郎が花子に本を読ませない」という例で見てみる。

太郎 が 花子 に 本 を 読ま せ ない

このように時枝の文の統括では「読ませ」にかかっていく「太郎が」「花子に」「本を」がどのような関係にあるのか明確ではない。

2. 北原文法

2.1 文の統括

統括の関係にはいろいろの種類が考えられるが、動詞を中心とした統括成分の場合についていえば、上記の文は次のようになる。

太郎 が 花子 に 本 を 読ま せ ない だろう

————— → ← ——— → ← ——— ← ———

のようになる。「読む」という動詞を中心に、「読む」の要求するものは「本を」であり、それが統括した後に「本を読ませる」が「花子に」を要求する。「花子に本を読ませない」が統括した後にそれは「太郎が」を要求する。これが北原の統括の考え方で、上記に示した時枝の「読む」とどのように関係していくのか不明確であった「太郎が」「花子に」「本を」との関係性を明らかにしようと試みている。

2.2 主格展叙成分と対象格展叙成分の「たい」との関係

時枝文法で見てきたように、形容詞的述語には「淋しい」のように主語でありながらなおかつ対象語であるような語がある。北原は構文上、形容詞と同様の助動詞「たい」を取り上げ、主格展叙成分と対象格展叙成分は「たい」と同等に関係することを証明している。

(k) 私は 水が 飲みたい。

主格の成分 対象語の成分

(l) 水を 飲む。

↓

(m) 水が 飲みたい。

対象語

(k)の文で「飲みたい」に対して「水が」は対象語の成分。「私は」は主格の成分である。「飲みたい」は同等同列に「水が」にも「私は」にも関係する（ここでは「私は」の「は」の係りの職能は考えない）。

(l)「水を飲む」の「水を」という目的格が(m)「水が飲みたい」の「水が」という対象格に変わるの「たい」が添加した「飲みたい」に具備される統叙と関係するためである。

次に「～たい」という語のかかる部分（文の成分）について考えていく。

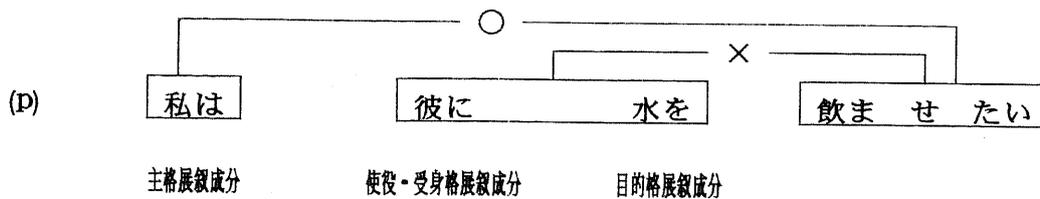
(n) 私は 水が 飲みたい。

→ → ← ——

(o) 私は 水が ほしい。

→ → ← ——

(n)(o)から「～たい」（形容詞的述語）は主格展叙の成分と対象格展叙の成分とに同等同列に関係することがわかる。



(D)での「～たい」は主格展叙の成分（使役・受身格展叙の成分・目的格展叙の成分を内包している）「私は」と関係している。よって「～たい」は使役・受身格展叙の成分・目的格展叙の成分とは直接関係しない。

2.3 形容詞（＝たい）について時枝の指摘

(a) 客観事物を表現 高い山 花が赤い

(r) 感情・情緒の主観的事実を表現 水がほしい

(r)のような形容詞には必ず、その感情の主体が予想される。その主体を主語と考え、形式上、主語とみえる「水が」を対象語と名付けた。時枝は、文法上は無意識なようにみえるこの(a)(r)を意味上から類別した。また「ほしい」などの語について時枝は述語の意味の設定のしかたによっては異なる2つの主語が考えられる（【表2】－B）と述べている。

【表3】 時枝

	主語	表現すること	例	
A	属性の所有者	客観的な属性のみ	色が赤い	色＝主語
B	情意の主体	主観的な属性のみ	私は水がほしい	私＝主語 水＝対象語
	属性の主体	客観的な属性のみ	水がほしい	水＝主語

例Bの解説

- (s) (私は) 水がほしい 「ほしい」がという主体の感情を表現するなら「水」は対象語
- (t) 水がほしい 「ほしい」がという対象の属性を表すなら「水」は主語

ところが、「水が」は構文的には2つとも主格である。(s)のように「私は水がほしい」といったとき、「水が」は「ほしい」の属性的表現(客観的表現)の面の主格にたっていると考えられる。

2.4 時枝論に対する北原論

時枝の論に対し北原は次のように述べている。

- ①「水」は意味の上からは、「ほしい」という感情の志向対象を表す。
- ②構文論の上で重視される格機能(=展叙の機能)という視点からは、主格とみるべきである。
- ③「水がほしい」が意味上「水をほつする」に近くても「水が」と「水を」との格機能を同一視するのはよくない。

北原論をまとめて示せば次のようになる。

【表4】 北原

	主語	表現すること	例	
A	属性の所有者	客観的な属性のみ	色が赤い	色=主格
B	情意の主体	主観的な属性のみ	私はこの犬がこわい	私=主格語
	属性の主体	客観的な属性のみ	この犬がこわい	この犬=主格語

「こわい」が犬の動作や容貌などその属性(客観的な事実)を表す。

→「この犬」は主格

「私は犬がこわい」のように「こわい」が単純に犬の属性だけを表現しているのではない場合でも、「この犬が」は「こわい」の属性的表現(客観表現)の面の主体に立っている。

→「この犬」は主格

※感情の主体=私(主観的な事実の表現の主格語)

※こわがられる主体=この犬(客観的な事実の表現の主格語)

時枝のいうように「こわい」には主観的な事実の表現と客観的な事実の表現がある。その主観的な表現の主格語が「私が」であり、客観的な表現の面の主格語が「この犬」である。つまり「こわい」には2つの主格語がある。

(u) 私は この犬が こわい
 ① ②

- ① 情意の主体 =主格語 (主観的表現の主格語=私) 主観的主格語
 主観的主格展叙成分
- ② 属性の所属する主体 =主格語 (客観的表現の主格語=この犬) 客観的主格語
 「こわがられる主体」 客観的主格展叙成分
 ||
 いわゆる対象語格

時枝が「面白い・淋しい・こわい」のような語には述語の意味の決定によっては、主観的な事実の表現と客観的な事実の表現ができる、と述べている。「面白い・淋しい・こわい」は情意の主体を持ち得ると同時に、「面白がられる・淋しがられる・こわがられる」主体の面をも持ち得る。これら①②は、「情意・属性の所有する」と表現対象(内容)は異なるが、いずれにしても「主体」である。よって、北原はこの2つを「主格語」と考えている。

②で、属性の所属する主体=いわゆる対象語格としたのはイコールという意味ではなく、これまで時枝によって対象語格とされてきたものが、実は属性の所属する主体を表現する主格語であり、これは主観的主格語に対して客観的主格語ともいうべきものである。

【表5】 北原

	主語	表現すること	例	
A	×必要なし			
	客観的主格語	客観的な表現	色が赤い	色=主格
B	主観的主格語	主観的な表現	私はこの犬がこわい	私=主格語
	客観的主格語	客観的な表現	この犬がこわい	この犬=主格語

用言から構成される述語はすべて、客観的主格語と関係するので、「こわい」などの形容詞が客的主格語と関係するのが珍しいのではなく、「私」というような主観的表現の主観的主格語と関係することが特異なのである。

2.5 形容詞的述語「淋しい」における両者の比較

- | 《時枝論》 | 《北原論》 |
|--|--|
| <p>(v) <u>秋の雨は淋しい。</u>
主語</p> | <p>A ○秋の雨の客観的有様
主観的主格語</p> |
| <p><u>(私は) 秋の雨は淋しい。</u>
主語 対象語</p> | <p>B ◎表現主体の主観的感情
主観的主格語</p> |
| <p>(w) <u>君が理解して呉れぬことは淋しい。</u>
主語</p> | <p>A ×「淋しい」は「君が理解して呉れぬこと」
の属性について語るのではない。
客観的主格語</p> |
| <p><u>(私は) 君が理解して呉れぬことは淋しい。</u>
主語 対象語</p> | <p>B ○「私」「彼」が淋しく感じる感情のみを
表現
主観的主格語</p> |
| <p>(x) <u>この模様は淋しい。</u>
主語</p> | <p>A ○模様の（客観的な）属性についての表現
主観的主格語</p> |
| <p><u>(私は) この模様は淋しい。</u>
主語 対象語</p> | <p>B ×この模様によって「私」が淋しいのでは
ない。
主観的主格語</p> |

【表6】 両論の比較

	例文	主語になりえる	対象語になりえる	時枝の認定	北原の認定
A	×必要なし	○	○	主語として対象語	客観的主格語
B	主観的主格語	×	○	対象語	客観的主格語
	客観的主格語	○	×	主語	客観的主格語

時枝は主語とすべきか対象語にすべきかにより、それに対応する述語の意味も異なる。また、逆に述語の意味を決定することにより、主語とすべきか対象語とすべきか、主語であると同時に対象語とすべきであるという判定もできるはずである、とし、以上のように述語的形容詞にかかってくる語が3種に区別することを必要とする、と述べていた。しか

し北原は客観的主格語を認定し、時枝が対象語と考えた語についても主格語であると考えている。よって、時枝の「述語的形容詞にかかってくる語を3種に区別することを必要」はなくなる。

まとめ

時枝の「対象語」「対象語格」という考え方は日本語の語感に訴えるものがある。しかしこれまでに見てきたように「水が飲みたい」の「水が」は構文的にはやはり北原が述べるように主格である。「水が」を主格とした上で、時枝が意味で分類した主語にして対象語なるものを「客観的主格語」、「私が」を「主観的主格語」と分けて考えた方がより明快である。また各展叙成分と動詞、助動詞との関係を明確化しようと試みた北原の論によれば、「飲む」の要求するものは「水を」であり、「水が」では決していない。「飲む」が「飲みたい」になってはじめてその要求するものが「水が」となるのである。

注

(注1) 主語…述語によって説明される主体

対象語…主語の感情を触発する機縁となるものを述語に対する対象語という。

(注2) 述語格…陳述の助動詞又は、零記号の陳述により、統一されるもの。「静かだ」
主語格…述語となる語の表すものの主題となる人・事・物をいう。

修飾語格…述語となる語の属性的事実を表すもの。

対象語格…述語となる語の対象となる語。

独立語格…述語格に対して相対的な関係を持たない、それ自身単独の格。

(注3) 主体…言語過程説でいう言語の成立条件の1つ。言語の成立条件として、話し手・聞き手・素材がある。主体に対立するのが客体である。一般の文法でいう主格・主語・第一人称とはまったく異なる概念。「花が咲く」「私はうれしい」で「花」「私」は素材（表現内容）として、客体化されたものであり、主体ではない。主体はこれらの表現をしている話し手であり、理解をしている聞き手である。

参考文献

時枝誠記 1973『国語学原論』岩波書店

北原保雄 1987『日本語助動詞の研究』大修館書店

松村明編 1987『日本文法大辞典』明治書院

三上章 1980『現代語法序説』くろしお出版